

# 多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例

(昭和58年12月20日 条例第10号)

〔注〕 昭和60年から改正経過を注記した	平成15年 2月24日 条例第4号
改正 昭和59年 9月21日 条例第13号	平成16年 9月27日 条例第16号
昭和60年 9月20日 条例第19号	平成17年 9月21日 条例第17号
平成 3年 9月25日 条例第15号	平成18年 3月 9日 条例第 9号
平成13年12月21日 条例第27号	平成20年 9月17日 条例第23号
〔題名改正〕	平成21年 6月18日 条例第22号
平成 6年 9月30日 条例第12号	平成24年 6月18日 条例第19号
〔題名改正〕	平成26年 9月17日 条例第21号
平成10年 9月22日 条例第21号	平成26年 9月17日 条例第22号
平成14年 9月25日 条例第25号	平成26年12月17日 条例第31号

## (目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母又は父子家庭の父と現にその監護を受けている児童で構成されている家庭及び父母のない児童を含む家庭に対して医療費を助成することにより、これらの家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

全部改正〔平成3年条例15号〕、一部改正〔平成6年条例12号・20年23号〕

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を申し立て、配偶者(同法第1条第3項に規定する配偶者をいう。)に当該命令が発せられた女子で児童を監護しているものをいう。
- (2) 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を申し立て、配偶者(同法第1条第3項に規定する配偶者をいう。)に当該命令が発せられた男子で児童を監護しているものをいう。
- (3) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 父母のない児童 父及び母と死別した児童又はこれに準ずるものとして規則で定める児童をいう。

全部改正〔平成16年条例16号〕、一部改正〔平成20年条例23号・26年21号、26年31号〕

## (助成対象者)

第3条 この条例により医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により現に保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は

第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を現に受けている者を除く。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父であつて市内に住所を有するもの
- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父であつて市内に住所を有する児童を監護するもの
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童であつて市内に住所を有するもの
- (4) 母子家庭の母又は父子家庭の父であつて市内に住所を有するものに監護されている児童
- (5) 父母のない児童であつて市内に住所を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

- (1) 他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象となる者
- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(助成対象者が1月から9月までの間に療養の給付等を受けた場合にあつては、前々年。以下同じ。)の所得がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該母子家庭の母又は父子家庭の父の扶養親族等でない児童で当該母子家庭の母又は父子家庭の父が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときの前項各号(第5号を除く。)に掲げる者

- (3) 父母のない児童を養育する者(以下「養育者」という。)であつて当該父母のない児童と生計を同じくするもの又は母子家庭の母、父子家庭の父若しくは養育者の配偶者若しくは扶養義務者であつて当該母子家庭の母、父子家庭の父若しくは養育者と生計を同じくするもの又は養育者の扶養義務者であつて当該養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の数に応じて、規則で定める額以上であるときの前項各号に掲げる者

全部改正〔平成3年条例15号〕、一部改正〔平成6年条例12号・10年21号・13年27号・14年25号・16年16号・17年17号・20年23号・24年19号・26年22号〕

(助成)

第4条 市は、助成対象者が当該助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、規則で定める社会保険各法その他医療に関する法令により負担すべき額を支払つた場合において、当該支払つた額から次の各号に定める額をそれぞれ控除した額が診療報酬明細書等1件につき、入院については2,000円、入院以外については1,000円を超えるときは、その超える金額に相当する額について、当該助成対象者に助成するものとする。

- (1) 食事療養に係る標準負担額及び生活療養に係る標準負担額
- (2) 国民健康保険法に規定する特別療養費の支給対象となる場合にあつては、当該支給対象となる額
- (3) 法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付がある場合にあつては、当該給付に係る額
- (4) 保険者等の負担による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又は付加給付がある場合にあつては、それらの支給及び給付に係る額

2 前項の規定の適用については、助成対象者が同項に規定する負担すべき額を支払つた日から2年以内のものに限るものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、その助成を行うことができる。

全部改正〔平成16年条例16号〕、一部改正〔平成18年条例9号・20年23号・21年22号〕

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則で定めるところにより、申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 前項に規定する期限の到来後、引き続き医療費の助成を受けようとする助成対象者は、規則で定めるところにより、更新登録申請書を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、特に市長が認めるときは、更新登録申請書の提出を省略させることができる。

一部改正〔昭和60年条例19号・平成3年15号・6年12号・13年27号・16年16号〕

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定により受給資格を登録した者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第7条 受給者は、医療を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。

（助成の申請）

第8条 受給者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

一部改正〔昭和16年条例16号〕

（助成の決定等）

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、規則に定めるところにより、当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

（変更届出の義務）

第10条 受給者は、受給資格その他の事項について変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第12条 市長は、受給者の療養の原因となつた傷病が第三者の行為によつて生じたものであり、当該受給者に対して第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その限度において助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（助成金の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年1月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

（助成の適用）

2 この条例の規定による医療費の助成は、昭和59年1月1日以後に、医療機関等において医療の給付を受けるものに係る医療費から適用する。

附 則（昭和59年9月21日条例第13号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年8月1日から適用する。

附 則（平成3年9月25日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

（助成の適用）

2 改正後の多賀城市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、医療機関等において医療を受ける者について適用し、施行日前に医療機関等において医療を受ける者については、なお、従前の例による。

附 則（平成6年9月30日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に18歳又は19歳に達する者及び平成6年10月1日から平成7年3月31日までの間に20歳に達する者を現に扶養している母又は父については、改正後の第2条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月22日条例第21号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例による改正後の（中略）多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月21日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月24日条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月27日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(以下「新条例」をいう。)の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(受給資格の登録等の特例)

3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る新条例第5条及び第6条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができる。

附 則(平成17年9月21日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。(後略)

附 則(平成18年3月9日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月17日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月17日条例第21号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年9月17日条例第22号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月17日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。